

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（平成31年3月6日 05時10分ごろ～05時20分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（千葉県九十九里浜東方沖） |
| 事故の概要 | 漁船第一文栄丸は、僚船の救援作業中、甲板員が落水して溺死した。 |
| 事故調査の経過 | 平成31年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第一文栄丸、4.93トン CB3-65191（漁船登録番号）、個人所有 11.60m (Lr) × 2.52m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、302kW（動力漁船登録票による）、昭和56年12月20日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年7月6日 免許証交付日 平成26年10月16日 （令和2年7月5日まで有効） 甲板員A 男性 40歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年9月26日 免許証交付日 平成29年9月26日 （令和5年9月25日まで有効） |
| 死傷者等 | 死亡 1人（甲板員A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約2m、水温 約13℃ 千葉県大網白里市及び九十九里町では、平成31年3月3日10時27分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。 日出時刻：06時02分ごろ |
| 事故の経過 | 本船は、船長（以下「本船船長」という。）及び甲板員Aほか2人 |

(以下「甲板員B」及び「甲板員C」という。)が乗り組み、平成31年3月6日04時30分ごろ、貝桁網漁^{けたあみ}を行う目的で、千葉県九十九里町片貝漁港^{かたかい}を出港し、04時40分ごろ同港南西方沖の漁場に到着して操業を開始した。

本船船長は、05時00分ごろ、千葉県真亀川河口沖^{まがめ}で操業していた僚船船長から漁具のロープがプロペラに絡まって動けなくなったので、沖側にえい航してほしい旨の救援要請を無線で受けた。

本船は、操業を中断して僚船の救援に向かうこととし、僚船に向けて南西進中、05時10分ごろ、甲板員A及び甲板員Bが後部甲板でえい航索の準備を行った後、甲板員Bが、右舷側の操舵室後部の通路付近に立っている甲板員Aを目撃し、前部甲板で漁具の手入れをしていた甲板員Cの近くに1人で移動した。

本船は、船首を北方に向けた僚船に北東方から接近し、左旋回して僚船の南東方に向かってから東方に離れた後、本船船長が、えい航索を僚船に渡すこととし、本船船尾部を僚船の右舷船尾部に向けて後進を開始したものの、南東の風で船体が僚船の右舷中央部付近まで流されたのでやり直すことにし、再度僚船の南東方に向かってから東方に離れた後、機関を後進とした。(図1参照)

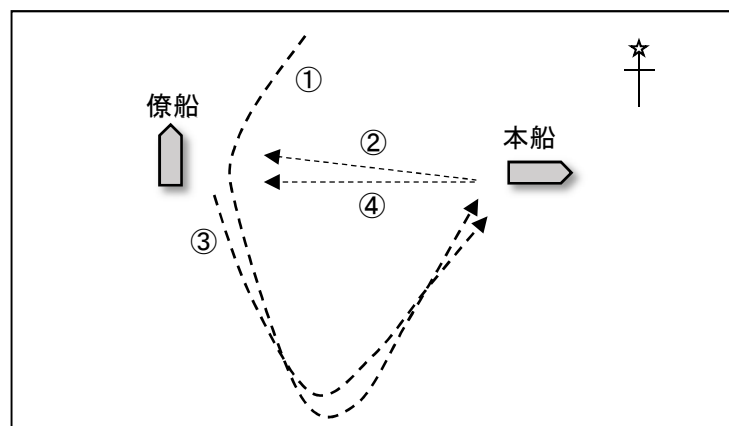
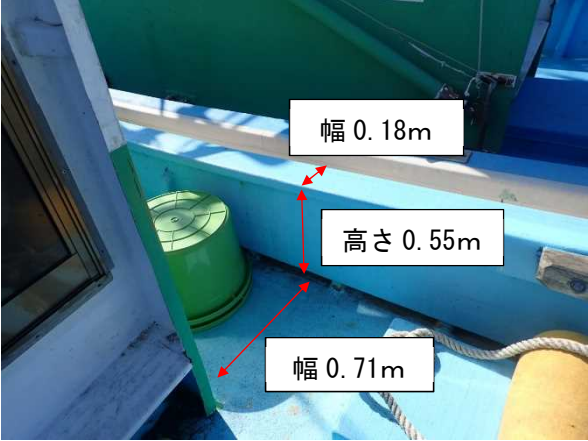


図1 本船船尾部を僚船の右舷船尾部に向けて後進した状況

本船船長は、本船船尾部を僚船の右舷船尾部に近づけ、機関を中立運転とし、05時20分ごろ、本船の船尾に誰も配置されていなかったため、前部甲板にいた甲板員Bに声を掛けた際、甲板員Aが見当たらないことに気付き、所在を確かめようと船内を探したものの見つからず、甲板員Aが船内にいないことを知った。

本船は、すぐに甲板員Aの捜索に当たり、甲板員B及び甲板員Cが南方約50m離れた海上に浮いている甲板員Aを発見したので救助に向かい、05時30分ごろ意識のない状態の甲板員Aを甲板上に引き上げた。

本船は、甲板員Bが別の僚船の船長に無線で本事故の発生を伝えて

| | |
|---|---|
| | <p>救急車の手配を依頼し、本船船長及び甲板員Bが甲板員Aに心臓マッサージ等を行いながら、甲板員Cの操船により片貝漁港に帰港した。</p> <p>僚船は、その後、九十九里浜に漂着し、僚船船長及び乗組員が海岸に上陸した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>甲板員Aが立っていた右舷側の操舵室後部は、通路が幅0.71m、ブルワークが、甲板からの高さ0.55m、幅0.18mであった。(図2参照)</p>  <p>図2 右舷側の操舵室後部の通路</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、カップの上下、防寒着及びゴム長靴を着用し、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当日、体調不良などを訴えておらず、ふだんと変わらない様子であった。</p> <p>本船船長は、僚船に北東方から接近する際、風が強くなり、船体の動揺が増大したので、本船が僚船の南東方に向かってから東方に移動を2回繰り返したそのどちらかで、右舷側の操舵室後部の通路付近に立っていた甲板員Aが身体のバランスを崩して落水したのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>本船船長は、僚船船長からの救援要請に応じて救援に向かったものの、本事故当時の風速及び波高の状況では救援活動を行える状況ではなかったと本事故後に思った。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、波浪注意報が発表されている状況下、九十九里浜東方沖において、僚船の救援作業中、甲板員Aが、05時10分ごろ右舷側の操舵室後部の通路付近に立っていたところを目撃された後、05時2</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>0分ごろ船内にいないことが判明したことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、右舷側の操舵室後部の通路付近に立っていた際、船体の動揺により身体のバランスを崩し、落水して溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣を着用することにより、溺水を防止できた可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、波浪注意報が発表されている状況下、九十九里浜東方沖において、本船が僚船の救援作業中、甲板員Aが落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、甲板上で作業を行う場合、乗組員に救命胴衣を着用させること。 ・ 船長は、他の船舶から救援を依頼された際、気象及び海象などの状況により少しでも不安を感じた場合には、海上保安庁に救援を要請することが望ましい。 |

付図1 事故発生経過概略図

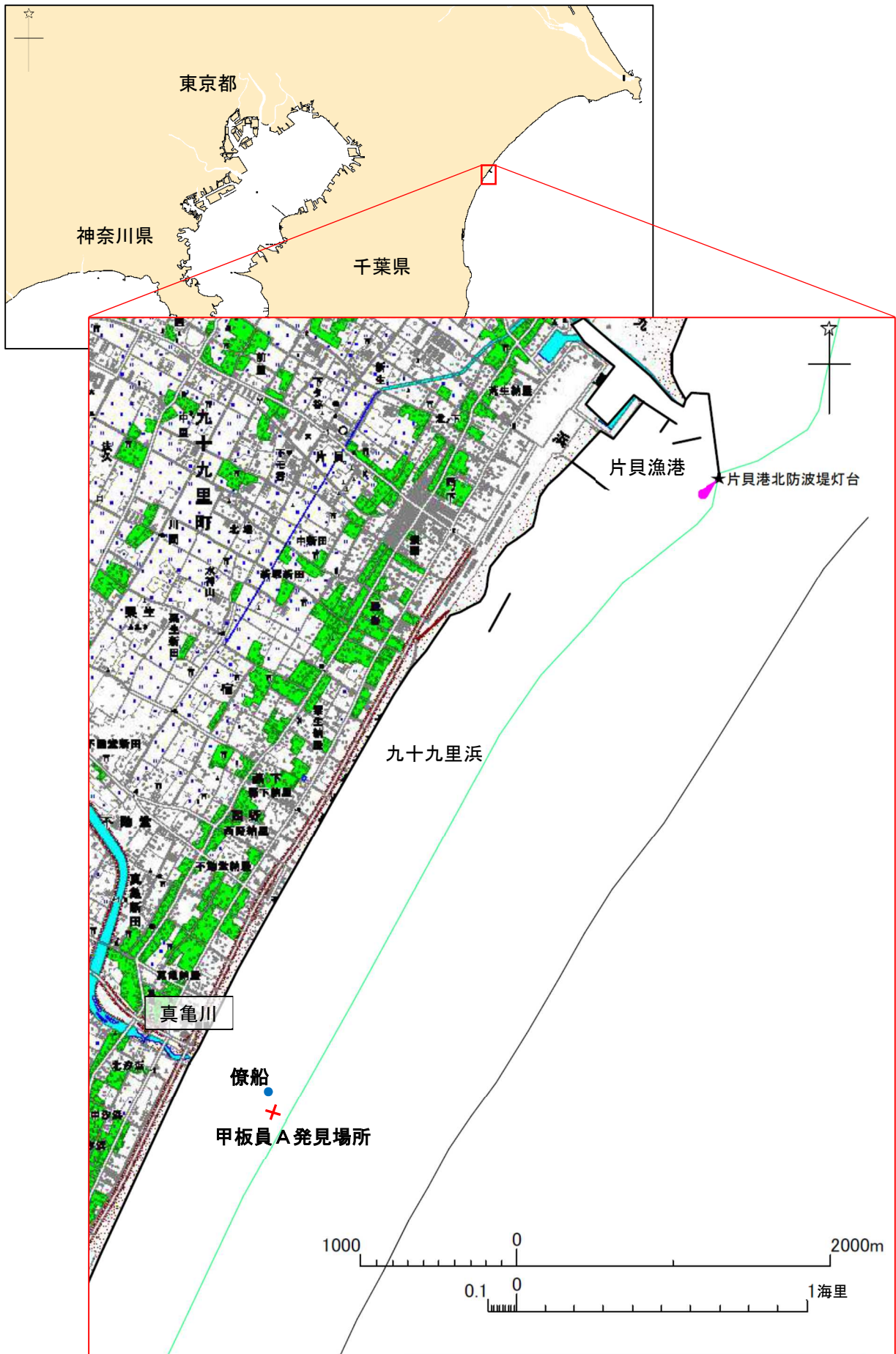


写真1 本船

